

名古屋市立大学大学院看護学研究科履修規程

(趣旨)

第1条 この規程は、名古屋市立大学大学院学則（平成18年名古屋市立大学学則第2号。以下「大学院学則」という。）第11条第2項及び第11条の2第4項の規定に基づき、看護学研究科の授業科目、単位の計算方法、履修方法及び長期履修（以下「履修方法等」という。）に関し、必要な事項を定めるほか、看護学研究科看護学専攻内に設置する領域及びその定員並びに専任教員に関して必要な事項を定めるものとする。

(一部改正 平成19年達第103号、平成20年達第52号、令和2年達第22号)

第1条の2 削除

(一部改正 平成19年達第103号、令和2年達第22号)

(領域)

第1条の3 看護学研究科博士前期課程看護学専攻に看護学領域及び助産学領域を置き、看護学領域に修士論文コース及び専門看護師教育コースを、助産学領域に修士論文コース及び上級実践コースを置く。

(一部改正 平成20年達第52号、平成24年達第28号)

(定員)

第1条の4 看護学研究科博士前期課程看護学専攻の学生定員は、次の表に掲げるとおりとする。

領域	入学定員	収容定員
看護学領域	12	24
助産学領域	12	24

(一部改正 平成20年達第52号)

(専任教員)

第1条の5 助産学領域に、保健師助産師看護師学校養成所指定規則（昭和26年文部厚生省令第1号）第3条第4号に規定する専任教員を置く。

(一部改正 平成20年達第52号、令和2年達第22号)

(授業科目及び単位数)

第2条 授業科目及び単位数は、別表のとおりとする。

(単位の計算の基準)

第3条 授業科目の単位数については、45時間の学修内容をもって1単位とする

ことを標準とし、次の基準による。

- (1) 講義及び演習は、15時間の授業をもって1単位とする。
- (2) 特別演習は、30時間の授業をもって1単位とする。
- (3) 実習は、45時間の授業をもって1単位とする。

(一部改正 令和2年達第22号)

(履修方法)

第4条 授業科目の履修方法は、次のとおりとする。

- (1) 前期課程看護学専攻看護学領域の学生は、同課程に2年以上在学して、修士論文コースにあつては、それぞれの教育研究分野から特別研究を含む授業科目を12単位以上、他分野及び専攻支持科目群から18単位以上、合計30単位以上、専門看護師教育コースにあつては、別に定める方法により、次に掲げる専門看護師教育コースの区分に応じてそれぞれ次に定める単位数を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、学位論文又は特定の課題についての研究成果を提出し、その論文又は研究成果の審査及び最終試験に合格しなければならない。

ア クリティカルケア看護専門看護師教育コース 特定の教育研究分野から実習及び課題研究を含む授業科目を28単位、他分野及び専攻支持科目群から14単位以上、合計42単位以上

イ 精神看護専門看護師教育コース 特定の教育研究分野から実習及び課題研究を含む授業科目を28単位、他分野及び専攻支持科目群から14単位以上、合計42単位以上

- (2) 前期課程看護学専攻看護学領域の学生で、別に定める要件を満たす者は、コミュニティ・ヘルスケア指導者養成コース(以下「指導者養成コース」という。)の科目を履修することができる。
- (3) 前号の場合において、第1号ア及びイに定める専門看護師教育コースの学生を除き、別に定めるところにより6単位を限度に他分野及び専攻支持科目群の必要単位数に算入することができる。
- (4) 前期課程看護学専攻助産学領域の学生は、同課程に2年以上在学して、修士論文コースにあつては、助産学分野から特別研究を含む授業科目を12単位以上、他分野及び専攻支持科目群から18単位以上、合計30単位以上、上級実践コースにあつては、別に定める方法により、次に掲げる区分に応じてそれぞれ次に定める単位数を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、修士論文コースにあつては学位論文を提出し、その論文の審査及び最終試験に、上級実践コース

にあつては、特定の課題についての研究成果を提出し、その研究成果の審査及び最終試験に合格しなければならない。

ア より高度な助産実践能力の修得を目的とするコース（アドバンスコース）
助産学分野から実習及び課題研究を含む授業科目を 12 単位以上、他分野及び専攻支持科目群から 18 単位以上、合計 30 単位以上

イ 助産師国家試験受験資格の取得を目的とするコース（助産師国家試験受験資格取得コース） 助産学分野から実習及び課題研究を含む授業科目を 47 単位以上（必修科目 33 単位を含む）、他分野及び専攻支持科目群から 14 単位以上、合計 61 単位以上

(5) 後期課程の学生は、同課程に 3 年（優れた研究業績をあげた者にあつては 2 年）以上在学して、指導教員の担当する特講 2 単位、特講演習 2 単位及び特別研究 12 単位並びに他分野及び支持科目群から特講 2 単位以上、合計 18 単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、学位論文を提出し、その論文の審査及び最終試験に合格しなければならない。

(6) 後期課程の学生は、前項に定めるもののほか、別に定める要件を満たす者にあつては、指導者養成コースの科目を履修することができる。

2 学生は、科目の履修方法について、あらかじめ指導教員の指導を受けなければならない。

（一部改正 平成19年達第103号、平成20年達第52号、平成21年達第40号、平成24年達第28号、平成25年達第14号、平成26年達第20号、平成27年達第20号、平成29年達第15号、令和3年達第18号、令和4年達第29号）
（長期履修）

第4条の2 長期履修（大学院学則第11条の2第1項に定める計画的な履修をいう。以下同じ。）を希望する学生は、別に定める申請書を看護学研究科長に提出しなければならない。

2 長期履修の認定は、看護学研究科教授会の議を経て研究科長が決定し、学長へ報告するものとする。

3 前項の規定により認められた長期履修の履修期間は変更できない。

（一部改正 平成19年達第103号、平成27年達第47号）
（単位の取消）

第4条の3 大学院学則第27条の規定に基づき授業料の未納により除籍する場合において、授業料の未納期間に修得した単位があるときは、これを取り消す。

(一部改正 平成23年達第1号)

(単位互換)

第4条の4 本研究科以外で履修した科目の単位認定については、別に定めるところにより、教授会の議を経て行う。

(一部改正 平成26年達第20号)

(その他)

第5条 この規程に定めるもののほか、履修方法等に関し必要な事項は、看護学研究科教授会の議を経て研究科長が定める。

(一部改正 平成27年達第47号)

附 則

(施行期日)

1 この達は、発布の日から施行する。

(名古屋市立大学大学院看護学研究科履修規程の廃止)

2 名古屋市立大学大学院看護学研究科履修規程（平成11年名古屋市立大学達第6号）は、廃止する。

(経過措置)

3 この達の規定は、平成18年度以降に入学（転入学及び再入学を除く。）又は進学する学生に係る履修方法について適用し、平成17年度以前に入学又は進学した学生に係る履修方法については、前項の規定による廃止前の名古屋市立大学大学院看護学研究科履修規程（以下「廃止前規程」という。）の例による。

4 前項の規定にかかわらず、平成17年度以前に入学した学生に係る履修方法について、廃止前規程の例によりがたいと教授会が認めた場合は、教授会が別に定める

5 平成18年度以降に転入学及び再入学する学生に係る履修方法については、この達の規定にかかわらず、その者が転入学し、又は再入学する際に属する年次の在学生の例による。

6 この附則に規定するもののほか、この達の施行に伴い必要な経過措置は、教授会が別に定める。

附 則（平成19年公立大学法人名古屋市立大学達第103号）

(施行期日)

1 この規程は、発布の日から施行し、平成19年4月1日（以下「適用日」とい

う。) から適用する。

(長期履修の手続)

- 2 適用日前に行った長期履修の手続は、この規程に基づいて適正になされたものとみなす。

(経過措置)

- 3 この規程に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な経過措置は、別に定める。

附 則 (平成20年公立大学法人名古屋市立大学達第52号)

(施行期日)

- 1 この規程は、平成20年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規程による改正後の名古屋市立大学大学院看護学研究科履修規程 (以下「改正後規程」という。)の規定は、平成20年度以後に入学 (転入学及び再入学 (以下「転入学等」という。))を除く。)する学生について適用し、平成19年度以前に入学した学生に係る履修方法等については、従前の例による。
- 3 前項の規定にかかわらず、平成19年度以前に入学した学生に係る履修方法等について、従前の例によりがたいと教授会が認めた場合は、教授会が別に定める。
- 4 平成20年度以後に転入学等する学生に係る履修方法等については、改正後規程の規定にかかわらず、その者の属する学年の在校生の例による。
- 5 この規程に定めるもののほか、この規程の施行に関し、必要な経過措置は、別に定める。

附 則 (平成21年公立大学法人名古屋市立大学達第40号)

(施行期日)

- 1 この規程は、発布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規程による改正後の名古屋市立大学大学院看護学研究科履修規程 (以下「改正後規程」という。)の規定は、平成21年度以後に入学 (転入学及び再入学 (以下「転入学等」という。))を除く。)する学生について適用し、平成20年度以前に入学した学生に係る履修方法等については、従前の例による。
- 3 前項の規定にかかわらず、平成20年度以前に入学した学生に係る履修方法等について、従前の例によりがたいと教授会が認めた場合は、教授会が別に定め

る。

- 4 平成21年度以後に転入学等する学生に係る履修方法等については、改正後規程の規定にかかわらず、その者の属する学年の在校生の例による。
- 5 この規程に定めるもののほか、この規程の施行に関し、必要な経過措置は、別に定める。

附 則（平成22年公立大学法人名古屋市立大学達第44号）

（施行期日）

- 1 この規程は、発布の日から施行する。
（経過措置）
- 2 この規程による改正後の名古屋市立大学大学院看護学研究科履修規程（以下「改正後規程」という。）の規定は、平成22年度以後に入学（転入学及び再入学（以下「転入学等」という。）を除く。）する学生について適用し、平成21年度以前に入学した学生に係る履修方法等については、従前の例による。
- 3 前項の規定にかかわらず、平成21年度以前に入学した学生に係る履修方法等について、従前の例によりがたいと教授会が認めた場合は、教授会が別に定める。
- 4 平成22年度以後に転入学等する学生に係る履修方法等については、改正後規程の規定にかかわらず、その者の属する学年の在校生の例による。
- 5 この規程に定めるもののほか、この規程の施行に関し、必要な経過措置は、別に定める。

附 則（平成23年公立大学法人名古屋市立大学達第1号）

この規程は、発布の日から施行する。

附 則（平成23年公立大学法人名古屋市立大学達第22号）

（施行期日）

- 1 この規程は、平成23年4月1日から施行する。
（経過措置）
- 2 この規程による改正後の名古屋市立大学大学院看護学研究科履修規程（以下「改正後規程」という。）の規定は、平成23年度以後に入学（転入学及び再入学（以下「転入学等」という。）を除く。）する学生について適用し、平成22年度以前に入学した学生に係る履修方法等については、従前の例による。
- 3 前項の規定にかかわらず、平成22年度以前に転入学等した学生に係る履修方法等について、従前の例によりがたいと教授会が認めた場合は、教授会が別に定め

る。

- 4 平成 23 年度以後に転入学等する学生に係る履修方法等については、改正後規程の規定にかかわらず、その者の属する学年の在校生の例による。
- 5 この規程に定めるもののほか、この規程の施行に関し、必要な経過措置は、別に定める。

附 則（平成24年公立大学法人名古屋市立大学達第28号）

（施行期日）

- 1 この規程は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。
（経過措置）
- 2 この規程による改正後の名古屋市立大学大学院看護学研究科履修規程（以下「改正後規程」という。）の規定は、平成 24 年度以後に入学（転入学及び再入学（以下「転入学等」という。）を除く。）又は進学する学生について適用し、平成 23 年度以前に入学又は進学した学生に係る履修方法等については、従前の例による。
- 3 前項の規定にかかわらず、平成 23 年度以前に入学又は進学した学生に係る履修方法等について、従前の例によりがたいと教授会が認めた場合は、教授会が別に定める。
- 4 平成 24 年度以後に転入学等する学生に係る履修方法等については、改正後規程の規定にかかわらず、その者の属する学年の在校生の例による。
- 5 この規程に定めるもののほか、この規程の施行に関し、必要な経過措置は、別に定める。

附 則（平成25年公立大学法人名古屋市立大学達第14号）

（施行期日）

- 1 この規程は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。
（経過措置）
- 2 この規程による改正後の名古屋市立大学大学院看護学研究科履修規程（以下「改正後規程」という。）の規定は、平成 25 年度以後に入学（転入学及び再入学（以下「転入学等」という。）を除く。）又は進学する学生について適用し、平成 24 年度以前に入学又は進学した学生に係る履修方法等については、なお従前の例による。
- 3 前項の規定にかかわらず、平成 24 年度以前に入学又は進学した学生に係る履修方法等について、従前の例によりがたいと教授会が認めた場合は、教授会が別に

定める。

- 4 平成 25 年度以後に転入学等する学生に係る履修方法等については、改正後規程の規定にかかわらず、その者の属する学年の在校生の例による。
- 5 この規程に定めるもののほか、この規程の施行に関し、必要な経過措置は、別に定める。

附 則（平成26年公立大学法人名古屋市立大学達第20号）

（施行期日）

- 1 この規程は、平成26年4月1日から施行する。
（経過措置）
- 2 この規程による改正後の名古屋市立大学大学院看護学研究科履修規程（以下「改正後規程」という。）の規定は、平成26年度以後に入学（転入学及び再入学（以下「転入学等」という。）を除く。）又は進学する学生について適用し、平成25年度以前に入学又は進学した学生に係る履修方法等については、なお従前の例による。
- 3 前項の規定にかかわらず、改正後規程第4条第1項第2号及び第6号、第4条の4並びに別表（コミュニティ・ヘルスケア指導者養成科目の部に係る部分に限る。）の規定は、平成25年度以前に入学又は進学した学生についても適用する。
- 4 前2項の規定にかかわらず、平成25年度以前に入学又は進学した学生に係る履修方法等について、従前の例によりがたいと教授会が認めた場合は、教授会が別に定める。
- 5 平成26年度以後に転入学等する学生に係る履修方法等については、改正後規程の規定にかかわらず、その者の属する学年の在校生の例による。
- 6 この規程に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な経過措置は、教授会が別に定める。

附 則（平成 27 年公立大学法人名古屋市立大学達第 20 号）

（施行期日）

- 1 この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。
（経過措置）
- 2 この規程による改正後の名古屋市立大学大学院看護学研究科履修規程（以下「改正後規程」という。）の規定は、平成 27 年度以後に入学（転入学及び再入学（以下「転入学等」という。）を除く。）又は進学する学生について適用し、平成

26 年度以前に入学又は進学した学生に係る履修方法等については、なお従前の例による。

附 則（平成27年公立大学法人名古屋市立大学達第47号）

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成29年公立大学法人名古屋市立大学達第15号）

（施行期日）

1 この規程は、平成29年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規程による改正後の名古屋市立大学大学院看護学研究科履修規程（以下「改正後規程」という。）の規定は、平成29年度以後に入学（転入学及び再入学（以下「転入学等」という。）を除く。）する学生について適用し、平成28年度以前に入学した学生に係る履修方法等については、なお従前の例による。

3 前項の規定にかかわらず、平成28年度以前に入学した学生に係る履修方法等について、従前の例によりがたいと教授会が認めた場合は、教授会が別に定める。

4 平成29年度以後に転入学等する学生に係る履修方法等については、改正後規程の規定にかかわらず、その者の属する学年の在校生の例による。

5 この規程に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な経過措置は、教授会が別に定める。

附 則（平成30年公立大学法人名古屋市立大学達第28号）

（施行期日）

1 この規程は、平成30年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規程による改正後の名古屋市立大学大学院看護学研究科履修規程（以下「改正後規程」という。）の規定は、平成30年度以後に入学（転入学及び再入学（以下「転入学等」という。）を除く。）又は進学する学生について適用し、平成29年度以前に入学又は進学した学生に係る履修方法等については、なお従前の例による。

3 前項の規定にかかわらず、平成29年度以前に入学又は進学した学生に係る履修方法等について、従前の例によりがたいと教授会が認めた場合は、教授会の議を経て研究科長が別に定める。

4 平成30年度以後に転入学等する学生に係る履修方法等については、改正後規

程の規定にかかわらず、その者の属する学年の在校生の例による。

- 5 この規程に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な経過措置は、教授会の議を経て研究科長が別に定める。

附 則（令和2年公立大学法人名古屋市立大学達第22号）

（施行期日）

- 1 この規程は、令和2年4月1日から施行する。
（経過措置）
- 2 この規程による改正後の名古屋市立大学大学院看護学研究科履修規程（以下「改正後規程」という。）の規定は、令和2年度以後に入学（転入学及び再入学（以下「転入学等」という。）を除く。）又は進学する学生について適用し、令和元年度以前に入学又は進学した学生に係る履修方法等については、なお従前の例による。
- 3 前項の規定にかかわらず、令和元年度以前に入学又は進学した学生に係る履修方法等について、従前の例によりがたいと教授会が認めた場合は、教授会の議を経て研究科長が別に定める。
- 4 令和2年度以後に転入学等する学生に係る履修方法等については、改正後規程の規定にかかわらず、その者の属する学年の在校生の例による。
- 5 この規程に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な経過措置は、教授会の議を経て研究科長が別に定める。

附 則（令和3年公立大学法人名古屋市立大学達第18号）

（施行期日）

- 1 この規程は、令和3年4月1日から施行する。
（経過措置）
- 2 この規程による改正後の名古屋市立大学大学院看護学研究科履修規程（以下「改正後規程」という。）の規定は、令和3年度以後に入学（転入学及び再入学（以下「転入学等」という。）を除く。）又は進学する学生について適用し、令和2年度以前に入学又は進学した学生に係る履修方法等については、なお従前の例による。
- 3 前項の規定にかかわらず、令和2年度以前に入学又は進学した学生に係る履修方法等について、従前の例によりがたいと教授会が認めた場合は、教授会の議を経て研究科長が別に定める。
- 4 令和3年度以後に転入学等する学生に係る履修方法等については、改正後規

程の規定にかかわらず、その者の属する学年の在校生の例による。

- 5 この規程に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な経過措置は、教授会の議を経て研究科長が別に定める。

附 則（令和4年公立大学法人名古屋市立大学達第29号）

（施行期日）

- 1 この規程は、令和4年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規程による改正後の名古屋市立大学大学院看護学研究科履修規程（以下「改正後規程」という。）の規定は、令和4年度以後に入学（転入学及び再入学（以下「転入学等」という。）を除く。）又は進学する学生について適用し、令和3年度以前に入学又は進学した学生に係る履修方法等については、なお従前の例による。
- 3 前項の規定にかかわらず、令和3年度以前に入学又は進学した学生に係る履修方法等について、従前の例によりがたいと教授会が認めた場合は、教授会の議を経て研究科長が別に定める。
- 4 令和4年度以後に転入学等する学生に係る履修方法等については、改正後規程の規定にかかわらず、その者の属する学年の在校生の例による。
- 5 この規程に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な経過措置は、教授会の議を経て研究科長が別に定める。

別 表

(1) 前期課程（看護学領域）

区分	授 業 科 目	形態	単位数
教育研究分野科目	性生殖看護学分野	性生殖看護学特論	講 義 2
		性生殖看護学演習	演 習 2
		性生殖看護学特別研究	演 習 8
	成育保健看護学分野	成育保健看護学特論	講 義 2
		成育保健看護学演習	演 習 2
		成育保健看護学特別研究	演 習 8
	クリティカルケア看護学分野	クリティカルケア看護学特論	講 義 2
		クリティカルケア看護学演習	演 習 2
		クリティカルケア看護対象特論Ⅰ	講 義 2
		クリティカルケア看護対象特論Ⅱ	講 義 2
		クリティカルケア看護援助特論Ⅰ	講 義 2
		クリティカルケア看護援助特論Ⅱ	演 習 2
		クリティカルケア看護援助特論Ⅲ	演 習 2
		クリティカルケア看護実習Ⅰ	実 習 3
		クリティカルケア看護実習Ⅱ	実 習 3
		クリティカルケア看護実習Ⅲ	実 習 4
		クリティカルケア看護学課題研究	演 習 4
		クリティカルケア看護学特別研究	演 習 8
	慢性看護学分野	慢性看護学特論	講 義 2
		慢性看護学演習	演 習 2
		慢性看護学特別研究	演 習 8
	高齢者看護学分野	高齢者看護学特論	講 義 2
		高齢者看護学演習	演 習 2
		高齢者看護学特別研究	演 習 8
	先端医療看護学分野	先端医療看護学特論	講 義 2
		先端医療看護学演習	演 習 2
		先端医療看護学特別研究	演 習 8
看護マネジメント学分野	看護マネジメント学特論	講 義 2	
	看護マネジメント学演習	演 習 2	
	看護マネジメント学特別研究	演 習 8	

感染予防 看護学分野	感染予防看護学特論	講 義	2
	感染予防看護学演習	演 習	2
	感染予防看護学特別研究	演 習	8
精神保健 看護学分野	精神看護学特論	講 義	2
	精神看護学演習	演 習	2
	精神看護健康評価特論	演 習	2
	精神保健医療福祉制度論	講 義	2
	精神看護援助特論Ⅰ	演 習	2
	精神看護援助特論Ⅱ	演 習	2
	地域精神看護特論	講 義	2
	リエゾン精神看護特論	講 義	2
	精神看護実習Ⅰ	実 習	1
	精神看護実習Ⅱ	実 習	3
	精神看護実習Ⅲ	実 習	1
	精神看護実習Ⅳ	実 習	2
	地域精神看護実習	実 習	3
	リエゾン精神看護実習	実 習	3
	精神看護学課題研究	演 習	4
	精神看護学特別研究	演 習	8
地域保健 看護学分野	地域保健看護学特論	講 義	2
	地域保健看護学演習	演 習	2
	地域保健看護学特別研究	演 習	8
国際保健 看護学分野	国際保健看護学特論	講 義	2
	国際保健看護学演習	演 習	2
	国際保健看護学特別研究	演 習	8
助産学分野	*助産学特論Ⅰ	講 義	2
	*助産学特論Ⅱ	講 義	2
	*ウィメンズヘルスト論	講 義	2
専攻支持 科目群	理論看護学	講 義	2
	看護学研究方法論	講 義	2
	看護教育論	講 義	2
	看護倫理学	講 義	2
	看護政策論	講 義	2

	がん看護論	講 義	2
	緩和ケア看護論	講 義	2
	コンサルテーション論	講 義	2
	フィジカルアセスメント	講 義	2
	病態生理学	講 義	2
	疫学適用論	講 義	2
	臨床薬理学	講 義	2
	法医診断学	講 義	2
コミュニティ・ヘルスケア 指導者養成科目	地域包括ケアシステム学特論	講 義	2
	緩和・終末期ケア学特論	講 義	2
	総合認知症学特論	講 義	2
	老年医学／認知症／地域医療	講 義	2
	ヘルスケアデザイン特論	講 義	1
	医療ICT管理学特論	講 義	1
	コミュニティ創成特論A	講 義	1
	コミュニティ・ヘルスケア実習A	実 習	2
コミュニティ・ヘルスケア実習B	実 習	2	

(注) *が記載された科目については、助産師の資格を有する学生以外は、修得することができない。

(2) 前期課程（助産学領域）

区分	授 業 科 目		形態	単位数
教育研究分野科目	性生殖看護学分野	性生殖看護学特論	講 義	2
	成育保健看護学分野	成育保健看護学特論	講 義	2
	クリティカルケア看護学分野	クリティカルケア看護学特論	講 義	2
	慢性看護学分野	慢性看護学特論	講 義	2
	高齢者看護学分野	高齢者看護学特論	講 義	2
	先端医療看護学分野	先端医療看護学特論	講 義	2

看護マネジメント学分野	看護マネジメント学特論	講義	2
感染予防看護学分野	感染予防看護学特論	講義	2
精神保健看護学分野	精神看護学特論	講義	2
地域保健看護学分野	地域保健看護学特論	講義	2
国際保健看護学分野	国際保健看護学特論	講義	2
助産学分野	助産学特論Ⅰ	講義	2
	助産学特論Ⅱ	講義	2
	助産学演習Ⅰ	演習	2
	助産学演習Ⅱ	演習	2
	助産学演習Ⅲ	演習	2
	助産学演習Ⅳ	演習	2
	ウイメンズヘルスト論	講義	2
	ウイメンズヘルス演習	演習	2
	国際助産学演習	演習	2
	助産学実習	実習	1
	地域助産実習Ⅱ	実習	1
	助産学課題研究	演習	4
	助産学特別研究	演習	8
	助産学概論	講義	2
	助産基盤特論Ⅰ	講義	2
	助産基盤特論Ⅱ	講義	2
	助産診断技術特論Ⅰ	講義	2
	助産診断技術特論Ⅱ	講義	2
	助産診断技術特論Ⅲ	講義	2
	助産診断技術特論Ⅳ	講義	2
	助産マネジメント論	講義	2
	地域母子保健学特論	講義	2
	助産実践演習Ⅰ	演習	2
助産実践演習Ⅱ	演習	2	

		助産基礎実習Ⅰ	実習	4
		助産基礎実習Ⅱ	実習	5
		地域助産実習Ⅰ	実習	2
専攻支持科目群		理論看護学	講義	2
		看護学研究方法論	講義	2
		看護教育論	講義	2
		看護倫理学	講義	2
		看護政策論	講義	2
		がん看護論	講義	2
		緩和ケア看護論	講義	2
		コンサルテーション論	講義	2
		フィジカルアセスメント	講義	2
		病態生理学	講義	2
		疫学適用論	講義	2
		臨床薬理学	講義	2
		臨床生理学	講義	2
		法医診断学	講義	2
		地域包括ケアシステム学特論	講義	2
		緩和・終末期ケア学特論	講義	2
	総合認知症学特論	講義	2	

(3) 後期課程

区分	授業科目	形態	単位数
教育研究分野科目	健康支援看護学	性生殖看護学・助産学特講	講義 2
		成育保健看護学特講	講義 2
		クリティカルケア看護学特講	講義 2
		慢性看護学特講	講義 2
		高齢者看護学特講	講義 2
		先端医療看護学特講	講義 2
		健康支援看護学特講演習	演習 2
	ケアシステム看護学	感染予防看護学特講	講義 2
		精神保健看護学特講	講義 2
		地域保健看護学特講	講義 2

		国際保健看護学特講	講 義	2
		ケアシステム看護学特講演習	演 習	2
	特別研究	特別研究	特 別 演 習	12
支持科目		最新薬物療法論特講	講 義	2
		臨床生理学特講	講 義	2
		心理学研究特講	講 義	2
		公衆衛生学特講	講 義	2
		臨床病態学特講	講 義	2
コミュニ ニティ・ヘル スケア 指導者養成 科目		地域包括ケアシステム学特論	講 義	2
		緩和・終末期ケア学特論	講 義	2
		総合認知症学特論	講 義	2
		老年医学／認知症／地域医療	講 義	2
		ヘルスケアデザイン特論	講 義	1
		医療ICT管理学特論	講 義	1
		コミュニティ創成特論A	講 義	1
		コミュニティ・ヘルスケア実習A	実 習	2
		コミュニティ・ヘルスケア実習B	実 習	2

(一部改正 平成 20 年達第 52 号、平成 21 年達第 40 号、平成 22 年達第 44 号、平成 23 年達第 22 号、平成 24 年達第 28 号、平成 25 年達第 14 号、平成 26 年達第 20 号、平成 29 年達第 15 号、平成 30 年達第 28 号、令和 2 年達第 22 号、令和 3 年達第 18 号、令和 4 年達第 29 号)